

TC フォーラム研究報告 2026 年 1 号「国税庁が開始する『オンライン税務調査』とは」

TC フォーラム研究報告 2026 年 1 号 (2026 年 1 月 5 日)

## 国税庁が開始する「オンライン税務調査」とは ～ポスト対面調査時代の納税者権利憲章が要る！

石村耕治

(TC フォーラム共同代表・白鷗大学名誉教授)

### 《コンテンツ》

- ◆はじめに～「対面税務調査」から「オンライン税務調査」への移行
- ◆「オンライン税務調査」とは
- ◆従来からの「対面調査」の手順
- ◆「オンライン税務調査」の手順
- ◆むすびにかえて～ポスト対面調査時代の納税者権利憲章が要る！

### ◆はじめに～「対面税務調査」から「オンライン税務調査」への移行

税務行政のデジタル化(DX)が進展するなか、税務調査、とりわけ「課税処分のための調査+行政指導/お尋ね」は、従来型の「対面」から、オンラインツールを用いた調査、つまり「オンライン税務調査」へと切り替えが進む方向です。

国税庁がいうオンラインツールとは、①E メール・②Web 会議システム/Microsoft Teams[マイクロソフト社のチームズ]・③オンラインストレージサービス/PrimeDrive・④アンケート作成ツール/Microsoft Forms[マイクロソフト社のフォームズ] の 4 点セットです。

### 【表1】国税庁のアナウンスメント

国税庁においては、納税者の利便性向上や税務行政の効率化を図る観点から、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し)に取り組んでいます。

令和7年9月以降、デジタル庁が提供する政府共通の業務実施環境である GSS(ガバメントソリューションサービス)を順次導入しており、GSSにおいて提供されるオンラインツール(インターネットメール、Web会議システム(Microsoft Teams)、オンラインストレージサービス(PrimeDrive)及びアンケート作成ツール(Microsoft Forms))を必要に応じて業務利用する(※)こととしています。

\* 国税庁 HP「税務行政におけるオンラインツールの利用について」、[税務行政におけるオンラインツールの利用に関するQ&A\(令和7年11月\)\(PDF/268KB\)](#)

### ■国税庁のGSS、KSK2 を基盤とした DX・BPR 推進方針とは

GSS\*1 や KSK2\*2 を前提にして、国税庁業務の DX・BPR \*3 を推進していく。

\* 1 「GSS」とは、Government Solution Service/ガバメントソリューションサービスの略。デジタル庁提供の政府共通標準的な業務実施環境設定

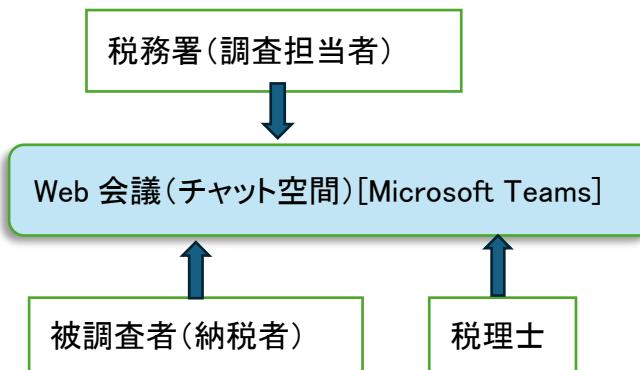
\* 2 「KSK2」とは、国税庁が 2026 年 9 月に稼働させる次世代の国税総合管理システム。AI(人工知能)を応用した申告書・帳簿・証憑データの読み取りと税目横断のデータ活用

\* 3 「DX・BPR」とは デジタルトランスフォーメーション・ビジネス・プロセス・リエンジニアリング (Business Process Re-engineering) の略。国税庁内業務のペーパーレス化や、リモートワーク環境の活用などによるゼロベースでの業務改革】を推進して、事務の効率化・高度化するシステム

### ◆「オンライン税務調査」とは

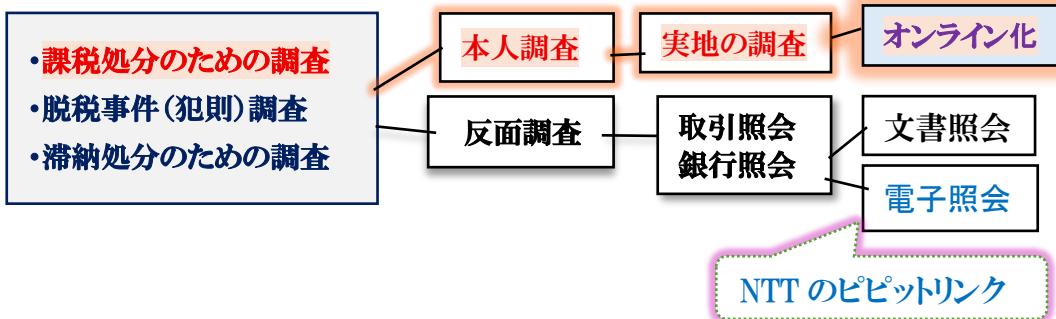
オンライン税務調査とは、税務署や国税局の調査官が、インターネットやオンラインツールを活用して、Web 会議方式で、企業や個人事業主に対して実施する非対面型の税務調査を指します。当然ながら、関与税理士も、Web 会議に参加する形で、調査の過程にオンラインで関与することになります。

【表 2】オンライン税務調査(Web 会議)イメージ



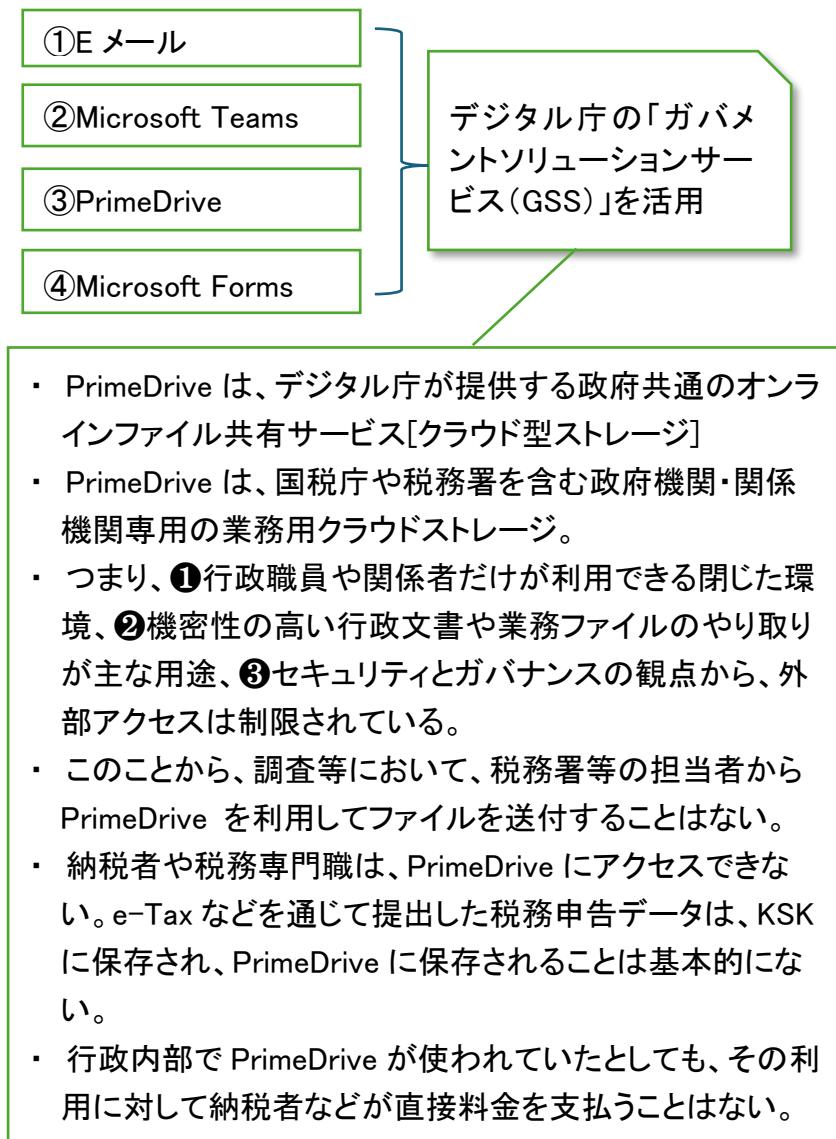
2025 年 9 月から、国税庁はデジタル庁の「ガバメントソリューションサービス (GSS)」を全国の国税局に順次導入し、2026 年 6 月をメドに、オンライン税務調査を標準手続きとして定着させる方針です(国税庁「税務行政におけるオンラインツールの利用について」、「税理士事務におけるオンラインツールの利用について」参照)。

【表 3】税務調査の種類とオンライン税務調査の所在



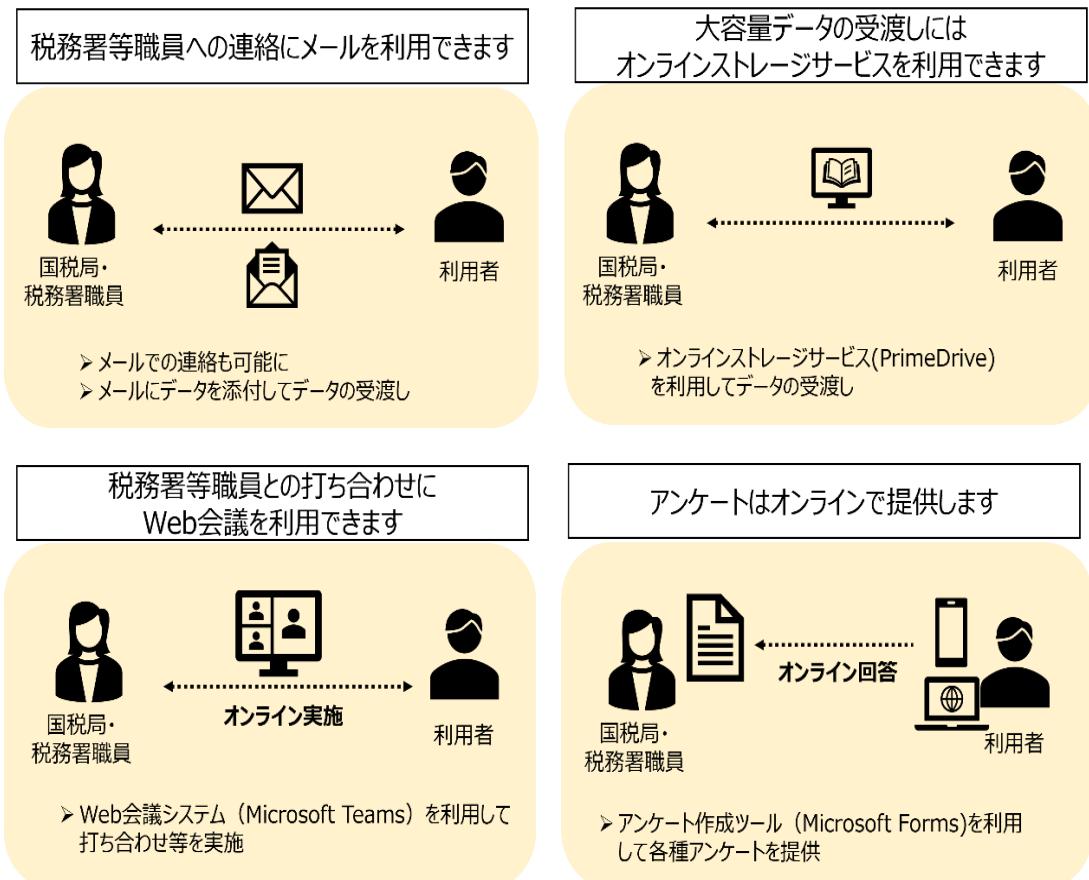
これにより、税務調査のあり方が大きく変わり、従来の“無予告での実地の調査”や“紙ベースの資料提出”といった手法は、今後は縮小していくと思われます。これからは、Teams での面談(質問検査)、E メールでの資料提出依頼、PrimeDrive によるデータ提出ができるからです。

【表 4】国税庁が指定するオンラインツール(4 点セット)



今回の国税庁による GSS 導入は、すべての税目・納税者を対象としたオンライン税務調査の抜本的改革です（国税庁 HP から引用）。

【表 5】国税庁による GSS 導入と利用のイメージ



法人税・消費税・源泉所得税に加え、所得税・相続税・贈与税などもオンライン化の対象となります。

【表 6】オンライン税務調査の対象になる税目

法人税・消費税・源泉所得税に加え、所得税・相続税・贈与税など

ただし、オンライン税務調査は同意が前提であり、強制ではありません。納税者や関与税理士が同意しない場合は、これまでどおりの対面調査が実施されます。

【表 7】オンライン税務調査は強制ではない

オンライン税務調査は被調査者の選択

対面税務調査は併存

とはいって、「利便性」や「証拠能力」などの点から、将来的には、オンライン税務調査に同意する納税者が大半になると予想されます。

一方で、データの安全性やアクセス権限の管理が不十分だと、情報漏えいのリスクが高まります。なりすましやスパムへの対応も重い課題です。

オンライン税務調査が定着すれば、“対面・紙中心の租税手続”は、陳腐化し、やがては“古典”になると思います。

一方で、零細な事業者や税務専門職などにとっては、情報技術格差（デジタルデバイド）の問題が深刻化しています。新たなスキルの習得（リスキリング）が急務となっています。デジタル化に伴う費用負担も大きな課題です。

さらに、人工知能（AI）が人間の知能を超える「シンギュラリティ」の到来も現実味を増してきています。アメリカでは会計監査のAI化が急速に進展しており、公認会計士（CPA）でもAIを活用できる人材が求められるようになってきています。

いずれにしろ、オンライン税務調査の基本的な流れは、対面による税務調査と大きく変わりありません。その法的根拠も、国税通則法などの調査規定や電子帳簿保存法に基づいていると考えられます。とはいって、税務調査のオンライン対応には、あらたな法的な枠組みの整備や職員の情報リテラシー向上など、解決すべき課題が数多く残されています。

税理士会などが、「納税者の権利を護ってはじめてデジタル化はゆるされる」をモットーに、新たな視点からオンライン税務調査手続法案やガイドラインつくりに積極的に取り組んで欲しいところです。迫りくる税務のデジタル化の激流に、アナログ対応の「業法」（竹槍）で対峙する政策はあまりにも時代遅れです。とはいって、古色蒼然とした組織にはあまり期待できないかも知れません。

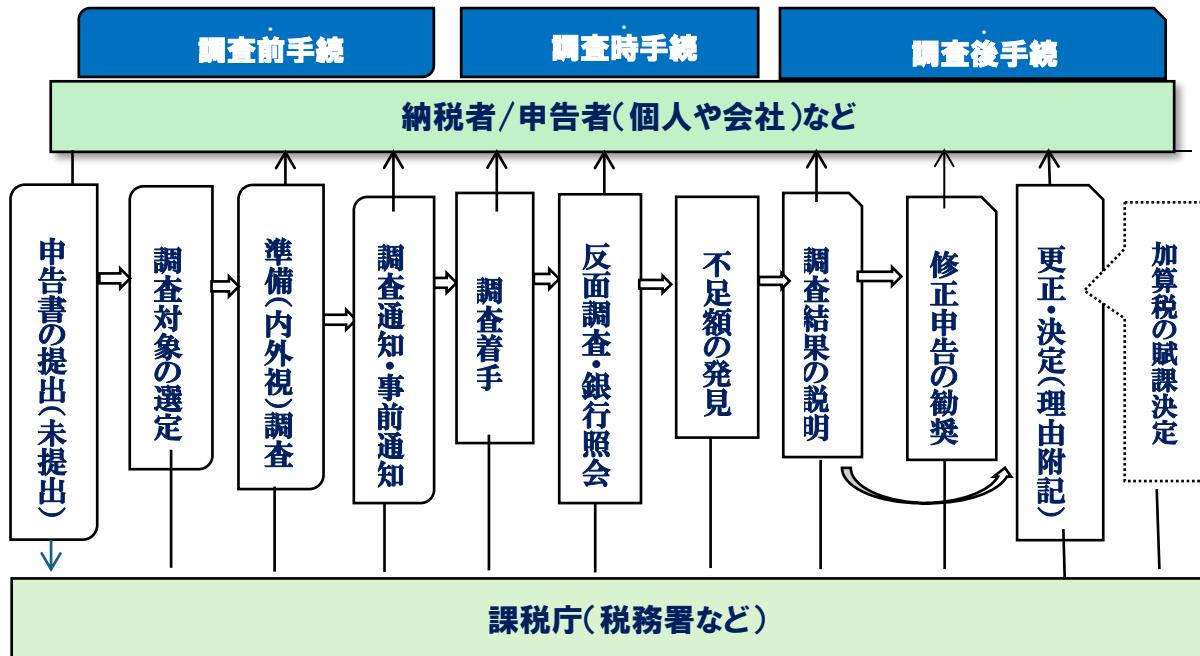


(Public use)

## ◆従来からの「対面による税務調査」の手順

従来から実施されてきた税務調査(課税処分のための調査)の手順を簡潔に図示すると、次のとおりです。

【表 8】申告後の課税処分のための対面による税務調査(実施調査)手順



オンライン税務調査では、これまでのよう、調査官が事業所などに臨場して、「紙ベースの帳簿書類や PC に格納された電子帳簿書類をチェックする」形式ではなくなっています。インターネットを通じて、マイクロソフト社の Teams のウェブ会議(チャット空間)に参加して「電子データをクラウドで照合する」形式に大きく変わります。

現在、ウェブ会議のツールとして利用できるのは Microsoft Teams に限られています。Zoom や LINE といった、国内では広く普及しているツールは使用できません。これらのツールが日本国内では一般的であるにもかかわらず、国際的にはローカルな存在とみなされているためです。

このような状況からも、国税当局がアメリカの GAFAM をはじめとする巨大 IT 企業(ビッグテック)に大きく依存している実態が明らかになっています。同時に、世界市場で競争力のあるデジタル製品を生み出せていない日本の IT 業界の現状が浮かび上がります。

GAFAM (GOOGLE, AMAZON, FACEBOOK, APPLE Y MICROSOFT)



(Public use)

オンライン税務調査の手順を、これまでの対面の実地調査の手順を参考に、まとめてみると、次のようになります(国税庁『税務行政におけるオンラインツールの利用に関するQ&A』(以下「Q&A」)参照)。

### 【表 9】オンライン税務調査の手順

#### ①調査前手続:調査通知/事前通知(電話・口頭)

調査官から、日程調整の調査通知や事前通知(「対象税目」「調査期間」「実施方法」など/国税通則法 74 の 9②)が口頭で伝えられます。この時点で、納税者はオンライン税務調査を希望するか、対面による税務調査を希望するかを選択できます。さらに、メール対応と一部対面を組み合わせたハイブリッド型も可能です。

#### ②調査前手続:同意書提出と登録

被調査者は、調査官から送付される専用フォーム(Microsoft Forms)により、Eメールアドレスや同意事項を登録します。主な登録内容は以下のとおりです。

①メールアドレス(法人は代表者または経理責任者宛)、②Teams 面談(質問検査)への同意、③ PrimeDrive(現時点では、利用できるのは GSS に連携された官製の「PrimeDrive」のみ。)によるデータ提出への同意、④データセキュリティ同意事項(暗号化・再送信禁止など)の確認。

登録後、テストメールが送られ、受信確認後に税務署等から利用者にメールを送信した後、電話または対面により、利用者に対してテストメールの受信確認を行うことでなりすましを防いだうえで、正式承認されます。

なお、申告書や届出書・申請書などの各種届出書等は、書面又は e-Tax により提出することになります。インターネットメールまたは PrimeDrive により提出することはできません。

#### ③調査前手続:動作確認

調査官と被調査者の間で実際に E メールを送受信し、PrimeDrive の接続確認も行います。これらの通信が正常に確認されると、正式に「利用可」となります。オンライン調査における通信ログは、国税庁のサーバーに自動記録され、後の検証や証拠管理の手段として機能します。

#### ④調査時手続:調査の実施

この段階での手続としては、①調査官から E メールによる資料提供依頼、②納税者からの PrimeDrive へのデータ提出、③Teams 面談による質問検査、④調査官からの求めに応じたデータの再確認・再提出などです。

Teams 面談(質問検査)では、関与税理士を含む調査対象者(納税者等)と調査官が画面を共有しながら、証憑や仕訳をリアルタイムで確認できます。これにより、対面での実地の調査と比べて、短時間で効率的に事実確認を行うことが可能になります。また、調査官には、これまで以上に職業人としての適切な態度やマナー、法令順守が期待できます。

Microsoft Teams には録音・録画や文字起こしなどの機能があります。しかし、国税庁 Q&A では、税務調査や行政指導において、録音・録画、チャット、文字起こし(トランスクリプション)及びホワイトボード機能の利用は禁止しています。

国税庁 Q&A には法源性はありませんが、これでは、調査の透明化や記録性に役立つデジタル技術の利点に後ろ向きすぎます。発想の転換が必要です。オンライン税務調査では、音声の録音を認めないといけません。一方で、録画は肖像権の保護などの観点から原則として実施しないのが適切と考えられます。ただし、重要な確認事項がある場合などには、双方が同意したうえで録画が行われるケースも想定されます。

デジタルファースト時代に即した調査データの取扱いルールの整備が望まれます。納税者等が調査官に「調査を録音する」と告げると調査を打ち切って帰署するといった慣行は昔話にしないといけません。

#### ⑤調査後手続:調査結果の説明など

調査終了後、調査官からはオンラインで「調査結果の説明」または「修正申告の勧奨」が行われます。納税者がオンラインで修正申告をする場合は、e-Tax と PrimeDrive を併用します。

### ◆むすびにかえて～ポスト対面調査時代の納税者権利憲章が要る！

これまで TC フォーラムは、官製の納税者権利憲章(法)の制定を求めて活動を続けてきました。しかし、これまで想定されていた権利憲章(法)は、主に対面による税務調査対応を前提としていました。デジタル化(DX)の流れに沿ったオンラインでの税務調査には十分に対応していませんでした。

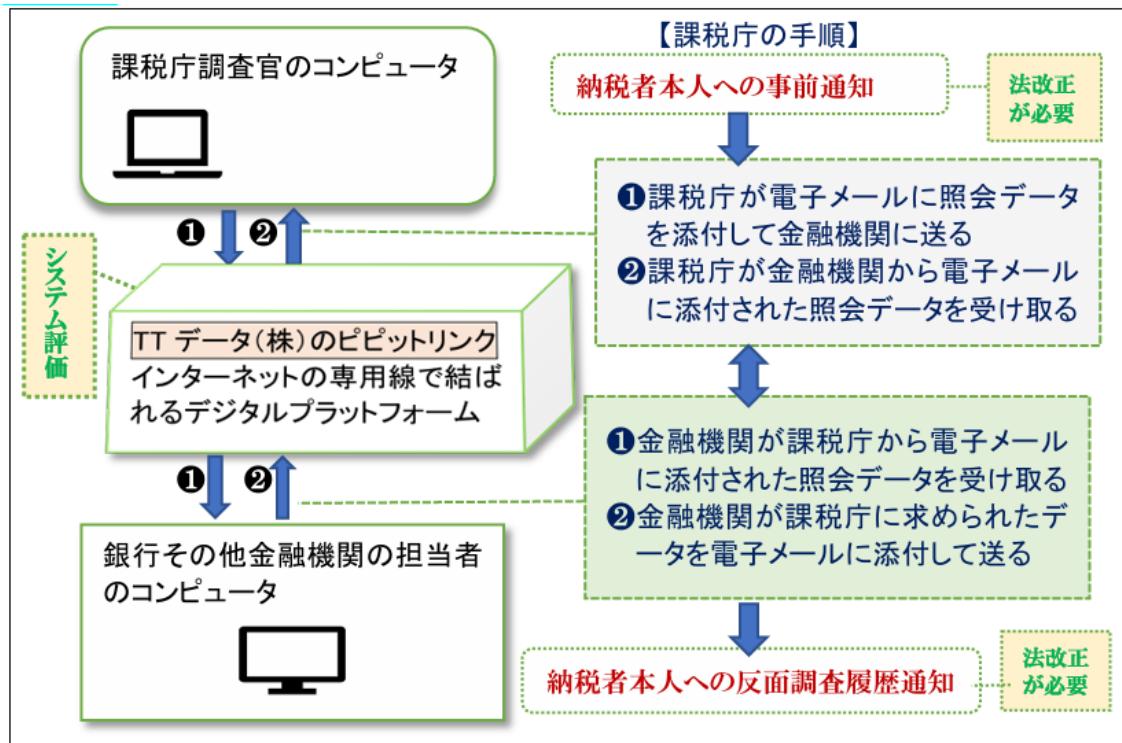
オンライン税務調査では、対面調査とは異なる手続や課題が数多く発生し、従来の常識が一瞬で通用しなくなるような状況も少なくありません。例えば、オンライン調査では無予告調査(surprise audit)は現実的ではなくなるでしょう。また、Q&A で禁止し

いても、調査内容の音声録音も当たり前になってくると思います。こうした変化は、税務調査の前提そのものを根本から搖るがす「破壊的な税務調査改革 (disruptive tax reform)」と呼べるものです。

こうした大きな変革期にあっては、ポスト対面調査時代に即した、新たな視点からの納税者権利憲章(法)の制定が強く求められています。TC フォーラムの運動にとつても、従来の運動論を見直し、新たな方向性を模索する難しい転換期を迎えています。

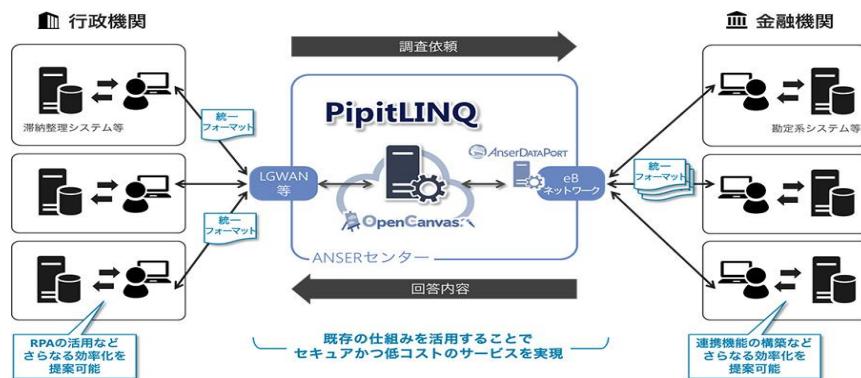
古色蒼然とした「紙万能時代型」の権利憲章(法)の制定を、ただ国會議員や政党に働きかけるだけでは不十分です。なぜならば、調査対象の選定への AI(人工知能)の活用を含む急速なデジタル化の進展により、税務行政は大きく様変わりしつつあるからです。銀行調査のオンライン化(NTT のピピットリンク)やオンライン税務調査の導入が進むなか、納税者がその流れから取り残されてしまうおそれがあるからです。

【表 10】課税庁のオンライン金融取引照会のイメージ



\*詳しくは、石村耕治「国・自治体の銀行照会業務のデジタル化を問う」TC フォーラム2022年 3号参照。[11949e4659e712accd6a66f79a1b96fc.pdf](https://11949e4659e712accd6a66f79a1b96fc.pdf)

【表 11】NTT データのピピットリンクを使った電子的銀行調査の仕組み



\*引用:NTT データのニュースリリース